

担当者	大津市消費生活センター		担当	吉田(消費生活センター)	
連絡先	528-2662(消費生活c)		内線	18320(消費生活c)	
総合計画 位置付け	基本方針	基本政策	施策	取組の方向性	主な取組
	3	9	27	3	3

令和6年3月6日

18歳成人になる高校生に対して 弁護士講座を開催します

～若者を狙う副業サイトやマルチ商法等の消費者トラブルについて～

高校在学中に「18歳成人」になる高校生に対して、SNSやスマートフォンによる若者を狙った消費者トラブルに関する講座を実施します。

弁護士が、副業サイトや儲け話(闇バイト)などの被害事例、借金誘導のケースなどを紹介、若者がトラブルに巻き込まれないための注意点や対処法について説明します。

記

1 実施スケジュール(予定)

	日程	高校名	学年	生徒数	内容
1	3月14日(木) 9:55~10:45	東大津高等学校	2年生	360名	・ 弁護士による講義 ・ 高校生による啓発劇
2	3月15日(金) 10:30~11:20	膳所高等学校	2年生	360名	・ 弁護士による講義 ・ 啓発動画の視聴 ・ 高校生からの「謝辞」

2 実施校 全日制2校 (令和5年度は全8校で実施。うち6校は1月迄に実施済)

3 講座内容

- ・ 弁護士による講義「成年年齢18歳引下げと若者の消費者トラブル」等
- ・ 高校生による啓発劇「スマホ1台で100万円稼げる？」
- ・ 啓発動画「簡単！ラクラク！それ本当？狙われる若者たち」等

4 講師 滋賀弁護士会所属の弁護士